

第9回釧路地方裁判所地方裁判所委員会及び第8回
釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会合同開催議事概要

1 開催日時

6月15日(木)午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

釧路地方，家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

ア 地方裁判所委員会委員

浅村隆雄(釧路市漁業協同組合)

小濱浩庸(釧路地方裁判所)

今 重一(釧路弁護士会)

長谷川 涉(北海道建築設計事務所協会)

平間育子(釧路市女性団体協議会)

藤田信宏(釧路地方検察庁)

松実 寛(釧路消費者協会)

宮部理喜男(釧路市商店街振興組合連合会)

山崎 学(釧路地方裁判所)

イ 家庭裁判所委員会委員

安藤正治(日本放送協会釧路放送局)

津田鉄子(釧路市女性団体協議会)

富樫利弘(釧路市民生委員児童委員協議会)

中園桐代(釧路公立大学)

西村 毅(釧路市連合町内会)

藤田信宏(釧路地方検察庁)

本田 晃(釧路家庭裁判所)

山崎 学(釧路家庭裁判所)

(2) 欠席委員

ア 地方裁判所委員会委員

梅岡義幸（釧路市企画財政部広報広聴課）

北野宏明（北海道新聞釧路支社報道部）

佐藤正樹（釧路司法書士会）

山口 隆（釧路市教育委員会学校教育部）

イ 家庭裁判所委員会委員

青木富士彦（釧路町役場総務課）

稲澤 優（釧路弁護士会）

(3) 説明者

空井克憲（事務局長） 杉本正則（事務局長） 西亦敏廣（民事首席書記官）

穴戸健次（刑事首席書記官） 高橋潤一（家裁首席書記官） 小路法雄（事務局次長） 鈴木浩二（事務局次長）

(4) 庶務

三上泰仁（総務課長） 安藤正樹（総務課長） 石丸勝也（総務課庶務係長）

4 議事概要

(1) 所長あいさつ

5月25、26日実施の裁判員制度模擬裁判に裁判員として協力いただいた釧路地方裁判所委員会平間育子委員，宮部理喜男委員，釧路家庭裁判所委員会安藤正治委員，津田鉄子委員，富樫利弘委員，中園桐代委員を紹介し同委員らに対する謝辞を述べた。

(2) 本田晃委員による5月25、26日実施の裁判員制度模擬裁判の概要説明

(3) 裁判員制度模擬裁判について（意見交換要旨）

ア 公判部分（裁判手続）について

① 冒頭手続

（司会） 冒頭手続の感想について述べていただきたい。

（委員） 文書や言葉遣いについては，随分分かり易いものになっていた。

（委員） 職業柄，予備知識を持っていたが，起訴状を当日直前に渡されて法廷に入ると強度に緊張した。

（委員） 言葉についていくのがやっとなので，周りもよく見えないくらい緊張した。

（司会） 緊張しないための方策はあるでしょうか。

(委員) 裁判所側は、開廷前に起訴状を配布して、罪名、条文、構成要件について説明したが、説明不足だったかもしれない。

(委員) 法廷の雰囲気は緊張するので、事前の法廷見学等の場慣れが必要。

(委員) 情報量が多すぎる。資料を見る、話しを聞く、質問を考える、を同時にしなければならぬので大変である。事前の説明がもっと欲しい。

(委員) 資料を見て、話しを聞いて、質問を瞬時に考えることは、職業裁判官ならできるかもしれないが、裁判員にとっては大変なことである。短時間の審理では裁判官に誘導される可能性があるので、起訴状はもう少し早く欲しいし、公判前整理手続をしているのであれば、その結果くらいは早めに欲しい。

(委員) 争点を事前に裁判員に開示することは、現状では検察側、弁護側の双方が消極で、法改正の検討が必要と考える。

(司会) 裁判所側としても事前レクチャーについては、予断排除の関係でどの程度まで許容されるか難しい問題である。

(委員) パワーポイントの利用は大変分かり易い。事前に予備知識を与えてもらい、足りない所を証拠で確認する形にすると楽になる。

(司会) 説明を聞くと、なるほどと理解できるような争点等を整理した書面は事前に欲しいという要望があること、しかしながら、現状ではどこまでできるか悩ましいということを共通認識したことを確認した。

(司会) 冒頭手続後の中間評議についての印象はいかがか。

(委員) 裁判所側は中間評議までの経過確認と次に予定される取調べのポイントを解説するつもりだったが、時間が短く十分にはできなかった。

(委員) 素人なので、裁判官の発言に強く影響を受け、自分の意見が揺れてしまった。

(委員) 中間評議の席では、裁判官に大変気遣っていただき、リラックスできた。

(委員) 法廷で理解できない点も、中間評議の席で補足してもらい、自分の考えを組み立てられるようになった。

(委員) 裁判官はかなり意見を抑えていた印象なので、もっと意見を言っても良いと思う。

(委員) 裁判所側は、中間評議を重ねると裁判員が裁判所側に誘導されるという印象を持たれることを防ぐために、注意はしたつもりである。

② 証拠調べ手続

(司会) 冒頭陳述を分かり易くするために、当事者の関係図を示すことについてはいかがか。

(委員) 書証を少なくし、かみくだいてレクチャーし、調書を読まなくてもいいくらいにならないと大変である。

(委員) 裁判員一人ひとりに事件の内容を理解しても貰えるような準備をして欲しい。前日又は事前にオリエンテーションのようなものを実施して欲しい。

(司会) 資料等を事前に目を通し、当日の尋問を理解し、そして自らも質問するという形が理想的である。

(委員) 資料等の量が多すぎる。目を通す資料の量が少なくなるのが望ましいが、パワーポイントの出来の良し悪しに影響される可能性がある。劇場型になれば、見た目の印象で引きずられるので危険である。

(委員) パワーポイントの利用により劇場型になってしまえば、出来の良し悪しにより差が出てしまうくらいはあるが、肝心なことは、裁判内容について、いかに裁判員側を納得させるかなので、利用することについては良いことと思う。

(委員) 調書等の資料が手元にあることは必要である。中間評議等で調書を読む時間が途中にあっても良いのではないか。

③ 弁論手続

(委員) 弁護士側の主張に共感を覚えた。弁護士側は裁判員側に対して説明していたが、検察側は弁護士側に説明しているような気がして、説得力が違った。

(委員) 双方の言い分に共感して、結局はどちらの言い分が正しいか、弁論が終了した時点では分からなくなった。

(委員) 審理のスピードが早すぎて理解できない。理解しないうちに進むため、もう少し日程にゆとりをもって進めて欲しい。理解しないまま進めると、

えん罪を増やすおそれがある。

(司会) パワーポイントの印象についてはいかがか。

(委員) パワーポイントの出来の良さは作り手の熱意として伝わってくる。

(委員) パワーポイントやプレゼンテーションは出来が上手な方が良いが、出来により引きずられる感じがする。日本語は表現者の趣意が出やすいので、客観的に表現されているのかどうか難しい。

(委員) パワーポイントは理解するためのもので、出来が良いから言い分が正しいというものではない。証拠がなくても良いというものではない。

(委員) プレゼン能力が大切だという印象を受けたが、パワーポイントのアニメーション機能など動く映像については、受け手に印象が強く残るので、生の映像などプレゼンのツールについては、何か少し制限が必要なのではないかと思う。

(委員) 証拠が拮抗していれば、パワーポイントの良し悪しの差で引きずられる。

(委員) 証拠に基づいて判断することが大切である。パワーポイントだけでなく、証拠により認定できる事実に基づいて判断することを忘れがちになる。

イ 評議・評決部分について

(委員) プレゼンの出来に流されたりはしなかったが、自分の意見を出すことに慣れていないので、評議の席では辛かった。

(委員) 時間がおしていて苦しかった。今でも「共謀」については納得していない。普段の生活において相談していれば「共謀」と思うが、たまたま一緒にいただけで「共謀」となることには疑問を感じた。

私たちの感覚とは違い、その辺のずれが理解できない。

(司会) 「共謀」については、いろいろな形態がある。その辺の定義について、説明が足りなかったのかもしれない。

(委員) 評議の時間は足りなく、評議をし尽くしたかという疑問が残る。

(司会) 実行行為についての議論についての感想はいかがか。

(委員) 嘘をつく利益のない第三者の坂西証言がポイントになったが、他の補強

証拠が無くて意外であった。

(委員) 裁判長は、裁判員から意見を出させることに重点を置いていたが、裁判員に納得して貰えないところは、納得を得るまで丁寧に説明しており、感激した。

(委員) 初日に証拠資料を貰ったが、事前に使えるものとそうでないものの共通認識や全体構図を確認していれば、もう少しスムーズだったかもしれないし、もっと共通認識が生まれたのかもしれない。

ウ 裁判員制度全般（総論）について

① 日程

(委員) 評決が不十分に感じたので、3日くらいの日程にしてはどうか。仕事の都合があるので、土日を含んで行ってみたいはどうか。

(委員) 自分の考えをまとめたり事実を確認する時間が足りないので、3時からに終えて、資料やパワーポイントを見返す時間が欲しい。

② 進行

(委員) 事案の流れや時系列を共通認識として一つひとつ固めていく方が良い。

(委員) 裁判体の構成員として、裁判員は裁判官や弁護士等と対等でなければならない。素人として裁判に参加するが、法的な縛りに振り回されるのはしかたないが、全体的に振り回されてはいけないし、自分の人生観や社会観といったものを出すべきで、裁判官と同じような判断は不必要と感じた。

(委員) 100%の理解はできなくとも、裁判員が裁判官と対等な状態で評決できるような余裕のある日程にして欲しい。

(委員) ホワイトボード等に争いのない点、争点の提示をし、証拠の有無を確認していけばもう少しスムーズだったかもしれない。陪席裁判官の役割としても、もう少し発言しても良かったと思う。

裁判員制度の本質からも、裁判官の発言については悩ましい点である。

(委員) 問題点ごとに評決を取るのか、最後に全ての評決を取るのか、進め方の検討が必要である。

③ 裁判員を体験して

(司会) 事件を引きずるといった感想はないか。

(委員) 人の一生に関わるので、裁判員は結果を重く受け止めている。引きずることやメンタルカウンセリングについて、法曹関係者には考えて欲しい。

エ 裁判所の今後の取り組み(施設・備品・広報など)について

(委員) 一般の人はまだまだ不安を持っているので、町内会等の地域に出掛けて、制度説明を積極的にすべきである。以前に民生委員が裁判員制度について説明を受けたが、その当時はまだ制度が固まっていないということで、具体的な回答が得られなかったと聞いている。

5 次回日程等について

(1) 地方裁判所委員会

日 時 平成18年11月9日(木)午後1時30分から、

議 題 裁判所における被害者保護対策と配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律事件手続きについて

(2) 家庭裁判所委員会

日 時 平成18年9月15日(金)午後1時30分から

議 題 成年後見制度について

(閉会)